

宮崎市監査委員 阪元 勇
宮崎市監査委員 松浦 史典
宮崎市監査委員 日高 透
宮崎市監査委員 山口 俊樹

定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

- 1 宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類
地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査
- 3 対象
建設部（土木課、用地管理課、道路維持課、建築住宅課）の令和 3 年度及び令和 4 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの財務に関する事務の執行
- 4 着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容
建設部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
実施場所 関係各課及び監査室
日 程 令和 4 年 12 月 12 日から令和 5 年 2 月 17 日まで
- 7 結果
上記のとおり監査した限りにおいて、土木課、用地管理課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。道路維持課、建築住宅課については、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。
今後、適正な事務の執行に努められたい。

【指摘】

（道路維持課）

- (1) 令和 3 年度の江平自転車歩行者道線公衆便所給水栓取替修繕について、契約締結伺・支出負担行為書の決裁日よりも前に工事請書を徴し、契約締結していた。
 - ・契約締結伺・支出負担行為書 決裁日：令和 4 年 1 月 11 日
 - ・工事請書 令和 4 年 1 月 7 日

(2) 令和3年度の宮脇通線外照明修繕（緊急修繕）に係る執行伺書について、予定価格が設定されていなかった。

また、令和4年度の下北方通線外照明修繕（緊急修繕）に係る契約事務について、宮崎市財務規則第135条に定める予定価格書の作成を省略できる契約に該当しないにもかかわらず、予定価格書を作成していなかった。

(3) 令和3年度及び令和4年度の緊急修繕に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第8号を適用して免除する場合は、同号に該当する理由を明示しておくべきところ、それがないまま免除していた。

（令和3年度6件 令和4年度1件）

また、令和4年度の生目台3号歩道橋保守点検業務委託（5回払）に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第6号を適用して免除できるのは、業務完了後に代金を支払う場合であるにもかかわらず、同号を適用し契約保証金を免除していた。

（建築住宅課）

(1) 令和4年度の宮崎市空き家等対策推進事業空き家相談対応業務に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第3号適用により免除する場合は、契約案件と同種で、請負金額の9割程度の額以上の実績が2件以上記載された委託業務履行届が必要であるにもかかわらず、9割に満たない契約案件が記載されたものを受領していた。

(2) 令和3年度及び令和4年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。

- ・ 市営住宅大塚台団地（ソフトバンク株式会社）のコンクリート柱（無線基地局）の使用料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「その他のもの」として算定し徴収していた。

令和3年度

【正】 $63 \text{ 円} \times 1 \text{ 本} + 1,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 個} = 1,363 \text{ 円}$

【誤】 $1,300 \text{ 円} \times 4 \text{ m}^2 = 5,200 \text{ 円}$

差額 3,837 円

令和4年度

【正】 $62 \text{ 円} \times 1 \text{ 本} + 1,200 \text{ 円} \times 1 \text{ 個} = 1,262 \text{ 円}$

【誤】 $1,200 \text{ 円} \times 4 \text{ m}^2 = 4,800 \text{ 円}$

差額 3,538 円

- ・ 池内団地・大塚台団地・平和が丘団地（WirelessCityPlanning 株式会社）のPHS及び高速無線通信用基地（自立式）の使用料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定し徴収していた。

令和3年度

【正】 $(1,300 \text{ 円} \times 4 \text{ 基} \times 0.3) + (63 \text{ 円} \times 4 \text{ 本}) = 1,812 \text{ 円}$

【誤】 $1,300 \text{ 円} \times 4 \text{ 基} \times 0.3 = 1,560 \text{ 円}$

差額 252 円

令和4年度

【正】 $(1,200 \text{ 円} \times 3 \text{ 基} \times 0.3) + (62 \text{ 円} \times 3 \text{ 本}) = 1,266 \text{ 円}$

【誤】 $1,200 \text{ 円} \times 3 \text{ 基} \times 0.3 = 1,080 \text{ 円}$

差額 186 円

- ・ 飛江田団地ほか（西日本電信電話株式会社宮崎支店）の電話柱等の使用料について、宮崎市行政財産使用料条例第2条第2項第1号に基づく減免措置取扱要綱

に該当しないにもかかわらず、減免しているものがあつた。

令和3年度

【正】 111,464円（減免対象：支線92条、支柱17本）

【誤】 111,401円（減免対象：支線92条、支柱16本、支線柱2本）

差額 63円

令和4年度

【正】 110,035円（減免対象：支線92条、支柱18本）

【誤】 109,973円（減免対象：支線92条、支柱17本、支線柱2本）

差額 62円

- ・ 大坪団地・自由ヶ丘団地・権現団地（宮崎ガス宮崎支店）のガス管理設敷等の使用料算定について、宮崎市行政財産使用料条例第2条第2項に基づき宮崎市道路占用料条例の例により算定する際、同条例第3条には「占用物件の長さに0.01m未満の端数があるときはそれを切り捨てる」と規定されているにもかかわらず、1m未満を切り上げて計算していた。

令和3年度

【正】 φ0.169m管 75円×1.5m=112円

φ0.216m管 110円×3.5m=385円

φ0.114m管 56円×3.5m=196円

【誤】 φ0.169m管 75円×2.0m=150円

φ0.216m管 110円×4.0m=440円

φ0.114m管 56円×4.0m=224円

差額 121円

令和4年度

【正】 φ0.169m管 74円×1.5m=111円

φ0.216m管 110円×3.5m=385円

φ0.114m管 55円×3.5m=192円

【誤】 φ0.169m管 74円×2.0m=148円

φ0.216m管 110円×4.0m=440円

φ0.114m管 55円×4.0m=220円

差額 120円

- (3) 令和3年度の寺ノ下団地跡地不動産鑑定評価及び市営住宅浜子団地跡地不動産鑑定評価について、契約締結伺・支出負担行為書の決裁日より前に履行を開始していた。

- ・ 寺ノ下団地跡地

決裁日：令和3年5月9日 履行開始日：令和3年5月6日

- ・ 市営住宅浜子団地跡地

決裁日：令和3年6月18日 履行開始日：令和3年6月17日

着 眼 点

収入事務	
調定・徴収事務（賦課・徴収事務・公有財産を除く）	調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
現金出納事務	現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務	滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課・徴収事務（税のみ）	
賦課事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
支出事務	
支出一般	違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係	旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金等の支出	公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか 等
貸付金の支出	貸付は法令等の目的に合致するものであるか 等
契約事務	
入札・契約事務	一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
契約の履行	契約日以前に着工しているものはないか 等
公有財産	
財産の取得及び処分、管理	財産の取得及び処分の手続は適正か 等
使用（占用）許可（行政財産）	使用（占用）許可申請書は適正に提出されているか 等
貸付（普通財産）	貸付申請書は適正に提出されているか 等
物品管理	
物品等管理	物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
公の施設の指定管理事務	
基本協定・年度協定は締結されているか 等	
利用料金の手続きは適正に行われているか 等	
モニタリングは適時行われているか 等	